

7 静農共公第 9 号
令和 8 年 3 月 18 日

組合員 各位

静岡県農業共済組合
組合長理事 榎本秀一

果樹共済 共済掛金率等の公告について

果樹共済引受に係る共済掛金率等について、静岡県農業共済組合事業規程第 101 条第 2 項の規定に基づき公告します。

記

(表 3) 危険段階別共済掛金率の表

果樹収穫共済	令和 9 年産	うんしゅうみかん
果樹収穫共済	令和 10 年産	なつみかん
果樹収穫共済	令和 10 年産	指定かんきつ
果樹樹体共済	令和 8 年度	うんしゅうみかん

危険段階別共済掛金率のうち組合員が負担する部分の率

令和 9 年産 うんしゅうみかん 令和 10 年産 なつみかん かんきつ類の果樹 (はるみ) 果実の 1 kg 当たり価額

危険段階別共済掛金率のうち組合員が負担する部分の率

組合員負担率	50%
--------	-----

令和9年産 うんしゅうみかん
 令和10年産 なつみかん かんきつ類の果樹（はるみ）
 果実の1kg当たり価額

細区分	果実の1kg当たり価額	
	価額	左に掲げる価額が適用となる地域
1群 早生うんしゅうの品種 (3群に属すものを除く。)	206 円	別記第 1
	183 円	別記第 2
	156 円	別記第 3
2群 普通うんしゅうの品種 (3群に属すものを除く。)	265 円	別記第 4
	224 円	別記第 5
	193 円	別記第 6
3群 プラスチックハウスを用いて栽培されるもの	757 円	別記第 7
	603 円	別記第 8
なつみかん	113 円	静岡県の区域
1群 かんきつ類の果樹 (うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。)	331 円	静岡県の区域

別記

第 1	静岡県浜松市（旧引佐郡三ヶ日町の区域に限る。）、熱海市、伊東市及び伊豆市（旧田方郡土肥町の区域に限る。）の区域
第 2	静岡県静岡市清水区、浜松市（旧浜松市、旧浜北市、旧引佐郡細江町及び旧引佐郡引佐町の区域に限る。）、沼津市、富士市、下田市、牧之原市及び賀茂郡の区域
第 3	静岡県の区域（第 1 の区域及び第 2 の区域を除く。）
第 4	静岡県浜松市（旧引佐郡三ヶ日町の区域に限る。）、沼津市（旧沼津市の区域に限る。）、掛川市（旧小笠郡大須賀町の区域に限る。）及び菊川市の区域
第 5	静岡県浜松市（旧浜松市、旧浜北市、旧引佐郡細江町及び旧引佐郡引佐町の区域に限る。）、牧之原市及び湖西市の区域
第 6	静岡県の区域（第 4 の区域及び第 5 の区域を除く。）
第 7	静岡県静岡市清水区、浜松市（旧引佐郡細江町の区域に限る。）、下田市及び賀茂郡の区域
第 8	静岡県の区域（第 7 の区域を除く。）